

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第4号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第3 議案第5号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第6号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第5 議案第7号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第8号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第13号）を定めるについて
(各常任委員長報告)
- 第7 議案第9号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第8 議案第10号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第9 議案第11号 令和3年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第10 議案第12号 令和4年度北方町一般会計予算を定めるについて (各常任委員長報告)
- 第11 議案第13号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第12 議案第14号 令和4年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第13 議案第15号 令和4年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第14 議案第16号 令和4年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第15 発議第1号 ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議について (議員提出)
- 第16 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

(追加日程)

- 第1 議案第17号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

第2 議案第18号 工事請負契約の締結について

(町長提出)

第3 議案第19号 工事請負契約の変更について

(町長提出)

(町長提出)

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	臼井誠	都市環境課長	山田潤
教育次長兼課長	宮部寿	総務危機管理課 総括管理監	奥村英人
政策財政課長	浅野浩一	税務課長	木野村和明
住民保険課長	高崎健一	福祉子ども課長	木野村英俊
福祉子ども課 総括管理監	林賢二	健康推進課長	鳥本裕子
上下水道課長心得	北中龍一	会計室長	横田紀彦
教育委員会 事務局長	郷展子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	高崎明美
議会書記	石崎啓明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、皆様、こんにちは。

今日は少し肌寒い雨の中ですが、御参集、大変御苦労さまでございます。

ただいまから令和4年第2回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番 井野勝巳君及び1番 石井伸弘君を指名します。

日程第2 議案第4号から日程第14 議案第16号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第4号から日程第14、議案第16号までを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。また、併せて協議をお願いしました案件について、協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

村木俊文君。

○総務教育常任委員長（村木俊文君） それでは、命によりまして、総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る3月16日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

まず、付託されました条例関係であります。

議案第4号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の改正の対象となる職員は何人程度かという質疑があり、30人程度である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第7号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

予算関係についてであります。

次に、議案第8号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第13号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

商工費のふれあいまつり補助金に関して、来年度はふれあいまつりを実施するのかという質疑があり、最終的にはコロナの状況などを考慮して実行委員会で決定することであるが、この2年間で中止となってしまうこともあり、町としてはなるべく実施したいと考えている旨の答弁がありました。

次に、一般会計の当初予算であります。

議案第12号 令和4年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入に関して、町税の固定資産等所在市町村交付金が減額となっている理由についての質疑があり、県営住宅の減価償却に相当する部分の減額である旨の答弁がありました。

次に、地方交付税の算定方法に関する質疑があり、町の試算と比較すると、国の地方財政見込みにおける地方交付税総額のほうが増額の割合が高くなっているが、今年度にはコロナ対策部分の増額があった点なども考慮して、交付税算定基準に基づいた試算を行った結果である旨の答弁がありました。

歳出に関して、文書広報費に関連して、広報「きたがた」におけるユニバーサルデザインの採用等についての質疑があり、字体を全てユニバーサルフォントに変更すると、記事のタイトルなどに飾り文字が使えなくなり、かえって見づらくなるため採用していない。ただし、特に表紙のデザインについては、色を認識しづらい人にも配慮した配色を実施している旨の答弁がありました。

次に、企画費の東京圏からの移住支援補助金について質疑があり、今のところ利用の実績はなく、来年度より増額された理由は、移住世帯に子供がいた場合、1人につき30万円が加算されるように制度が拡充されたためである。今後も、県や近隣市町と連携しながら町の魅力をアピールし、移住・定住につなげていきたい旨の答弁がありました。

次に、事務局費の授業支援アプリ使用料に関して質疑があり、児童・生徒用電子図書アプリは、朝活動や国語の時間に活用しており、その他に蔵書については町立図書館と学校図書館とは本の交換なども行っている。今後、一般向けの電子図書については研究していきたい旨の答弁がありました。

次に、体育施設費について、北方学園準備クラブに関する質疑があり、来年度はクラブ運営マネージャーを設置して準備・調整に当たる予定であり、その人件費は体育施設費の会計年度任用職員報酬に計上してある旨の答弁がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

安藤哲雄君。

○厚生都市常任委員長（安藤哲雄君） 命により、私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る3月15日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

条例制定、議案第6号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回、改正する文章中「基礎課税額の」に係る対象区分について質疑があり、全ての区分に係るものであり、規定の明確化のために改正する旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、補正予算。

次に、議案第8号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第13号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入について、県支出金の民生費県補助金において、岐阜県第3子以降保育料無償化事業について、国の無償化事業との違いについて質疑があり、第3子以降の副食費を対象とした県の補助事業である旨の答弁がありました。

歳出について、衛生費の予防費において、MRの予防接種費用を減額しているが、その要因は何かと質疑があり、MR第5期の接種が少なかったため減額いたしました。風疹の追加的対策は延長されましたので、引き続き促進する旨の答弁がありました。

次に、議案第9号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 令和3年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 令和4年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入について、地方譲与税の森林環境譲与税において、その用途及び今後の方針について質疑があり、学校の木製品のために使うこととしている。今後の方針については決まっていない旨の答弁がありました。

次に、分担金及び負担金の民生費負担金において、保育所個人負担金とは何を対象とした個人負担かとの質疑があり、3歳未満児の保育料である旨の答弁がありました。

次に、使用料及び手数料の衛生手数料において、可燃ごみ手数料の増額について質疑があり、コロナ禍による巣籠もり需要によって一時的にごみが増えていると考えられ、食品ロスなどごみの減量化に関する啓発も継続的に行う旨の答弁がありました。

次に、国庫支出金の民生費国庫補助金において、前年度より増額となる理由について保育士等処遇改善臨時特例事業以外に新規事業があるかとの質疑があり、保育士等処遇改善臨時特例事業

のみである旨の答弁がありました。

歳出について、民生費の社会福祉費において、デイサービスセンター運営委託料に関して、増加分は人件費に充当される費用を見込んでいるのかとの質疑があり、人件費の増加分として見込んでいるが、委託料であり、受託事業者が裁量を持って実施される旨の答弁がありました。

次に、民生費の児童福祉費において、障害児通所給付に関し、国及び県の負担金割合、増額となる理由、今後の見通しについて質疑があり、負担割合は国2分の1、県4分の1であること、増額理由は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者が増えたこと、今年度から単価が上がったこと、今後の見通しは増えていくことが予想される旨の答弁がありました。

次に、民生費の児童福祉費において、子ども館運營業務委託料に関して、国・県の子ども・子育て支援交付金について質疑があり、委託料が増額となれば国・県の交付金も増額となる旨の答弁がありました。

次に、衛生費の保健衛生費において、小児インフルエンザ予防接種の事業を実施するに至った経緯についての質疑があり、新型コロナウイルス感染症によって予防接種に関心が高くなっていること、子育て世帯の経済的負担の軽減と病気の重症化の予防を図るため、当事業を実施することとした旨の答弁がありました。

最後に、土木費の都市計画費において、公園整備工事の内容及び整備後の維持管理について質疑があり、天王川曲路地区において県が護岸工事を実施し、町は護岸工事により形成された高水敷の広場整備を実施すること、整備後の広場の維持管理は町が実施する旨の答弁がありました。

次に、議案第13号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和4年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和4年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。

ストックマネジメントに関し、策定済みの計画との違いについての質疑があり、前回策定した計画は事業全体の基本方針を定めたものだが、今回は今後5か年の修繕、改築のための短期実行計画である旨の答弁がありました。

次に、公共下水道費の分担金と充当金額について質疑があり、分担金は受益者負担金であり、予定する工事費のみの充当ではなく、広義の下水道整備費用全体に充てられているものである旨の答弁がありました。

次に、公営企業会計化の意図、現体制からの変更点、国費助成の有無についての質疑があり、総務省の方針によるもので上水道と同様の体制になること、資産の適正把握や減価償却による効果的な財政マネジメントが図れること、使用料算定にもこれらの考え方が資すること、国庫補助はないが全額起債で賄い、後年に交付税措置がある旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和4年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

量水器の取替え及び漏水調査に関して質疑があり、量水器は検定満了前の7年目で交換し、年度によって対象個数にかなりばらつきがあること、費用は口径ごとに積算単価を積み上げて設計し、適切に契約していること、漏水調査の結果、10件程度の漏水を発見したこと、主には給水管だが本管での漏水も1件修繕を行った旨の答弁がありました。

次に、配水池の外部補修の概要について質疑があり、第1配水池のコンクリートが剥がれ、一部鉄筋が見ている状態を補修し、併せて塗装修繕を施すこと、今後のメンテナンス等費用の高騰を抑えるために壁画の描画を見送る旨の答弁がありました。

次に、有収率に関する所見についての質疑があり、有収率の低下は経営状態のみならず、管の周辺地下への影響も懸念されることから令和4年度は修繕費用を増額したこと、抜本的な有収率改善には管路の計画的な改修が必要なため、次期料金算定時にはこれを盛り込んで改定を行い、有収率の向上と地震災害に強い水道網の構築を目指したい旨の答弁がありました。

次に、企業債償還費の減少分を老朽管の更新費用に充てられないかとの質疑があり、企業債は令和9年度で完済予定だが、長寿命化計画では工事費を限定しているため、料金改定で財政計画を見直し、工事費用を増やしていく予定である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第4号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 令和3年度北方町一般会計補正予算（第13号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 議案第8号に関しまして、この一般会計補正予算ですが、岸田総理は看護師、介護士、幼稚園教諭、保育士の賃金が公的に決まるにもかかわらず、仕事内容に比して賃金が低い、こうした方々の賃金を思い切って引き上げる、このように述べ、保育士や介護士の給料を9,000円、3%、介護士では4,000円、1%引き上げる方針で、ケア労働者の処遇改善を行うことを表明されました。

内閣府特命担当大臣の野田大臣は、コロナ対策の一環、少子高齢化の対応が重なる部門で働く

方々の待遇改善で、公立、私立に関係なく引き上げる方針だと述べておられます。

この処遇改善は2月、3月からであり、今回の補正予算では歳入の国庫支出金、保育士等処遇改善臨時特例交付金186万7,000円が上げられています。

質疑等でこの予算についてお聞きしましたが、町立保育園の正規雇用の保育士さんの処遇改善は含まれないとのこと。国会で首相があれだけ明確に約束し、当然引き上げるものと思っ
ていましたが、町で正規雇用の保育士の処遇改善が行わないことは到底納得できません。ケア労働者の処遇改善を漏れなく行うことを求め、この補正予算に反対いたします。

○議長（鈴木浩之君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第9号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第10号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第11号 令和3年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第12号 令和4年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） この令和4年度一般会計予算に関してであります、これから反対の理由を申し上げます。

理由の第1は、先ほどの補正予算の採決のときに述べたことと同様です。

さらに1つ付け加えるならば、本年度は期末・勤勉手当の引下げが予定されています。首相が明確に賃金の引上げを約束し、誰もが当然引き上げられると思っていた保育士さんの賃金は、引き上げるどころか逆に年俸で換算すると約0.9%の引下げとなってしまいます。

第2の理由は、予算の中で新たな土地を購入する予算がある一方、12月議会の井野議員の一般質問に対し町長は、民間事業者等への売却を考えていると述べておられ、西小の解体や土地の売却につながる予算がこの予算の中に入っています。西小などの大きな公共用地は一度売ってしまえば、改めて購入することは非常に困難となります。最初に、町民の皆さんの意見を伺う必要があります。それを行わず、こうした予算を組むことは正しくありません。

北方町の公共施設等総合管理計画において、人口減少と厳しい財政状況が続く中、公共施設等の現状と課題を把握し、長期的な視点を持って、公共施設等の適切な整備や更新を計画的に行うとの方針を示しています。まだ使える西小校舎を解体し、南小用地に特別教室棟校舎を新築する、駐車場用地を新たに購入し、西小校地の売却を考えるというような新築と解体、売却と購入を繰り返すことは大変な無駄となります。公共施設は大事に長く使うことこそ、町民の方々からいただいた税金の正しい使い方と思います。

予算書の中には、避難所として使われる体育館の空調施設などの予算があり、平成30年12月議

会で私は一般質問の中でこれを求めましたが、ようやく実現の第一歩を踏み出すことができます。

インフルエンザの予防接種への補助制度など、町民の皆さんの要望を反映した予算でもあり、反対するのは心苦しいのですが、さきの理由で反対をいたします。

○議長（鈴木浩之君） そのほか討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第13号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第14号 令和4年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第15号 令和4年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第16号 令和4年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15 発議第1号

○議長（鈴木浩之君） 日程第15、発議第1号 ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

杉本真由美さん。

○6番（杉本真由美君） それでは、ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議について御説明させていただきます。

発議第1号 ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議について。

会議規則第14条第1項の規定による別紙決議を提出する。

令和4年3月18日提出。提案者、北方町議会議員 杉本真由美。賛成者、北方町議会議員 井野勝巳。

ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議（案）。

去る2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為である。

さらに、プーチン大統領の核を使用するという脅迫とも言える発言は、断じて容認することができない。

北方町は、全ての核廃絶と平和に向けて、平成23年9月に「非核平和都市宣言」を行った。その理念を基に本町議会は、今回のロシアによるウクライナへの侵略に対し厳重に抗議の意を表す

るとともに、即時のロシア軍完全撤退及び国際法の遵守を強く求めるものである。

以上を決議する。

令和4年3月18日。北方町議会。

決議案にもありましたとおり、2月24日にロシアの軍隊がウクライナに侵攻し、今なお攻撃が続いている状態です。連日、ニュースで報道されている映像を見るたびに戦争の恐ろしさを感じるとともに、今日本が平和であることのありがたさを実感するばかりであります。

しかしながら、遠くウクライナの国民のため、ひいては世界の恒久平和のためにも何か北方町からできることがないかと思い、決議案を提出させていただきました。

何とぞ議員各位におかれましては、趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議員派遣について

○議長（鈴木浩之君） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び北方町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。町長から、議案第17号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを追加日程第1として議題とすることに決定しました。

続いて、町長から、議案第18号 工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号 工事請負契約の締結についてを追加日程第2として議題とすることに決定しました。

続いて、町長から、議案第19号 工事請負契約の変更についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号 工事請負契約の変更についてを追加日程第3として議題とすることに決定しました。

書記が配付します。

追加日程第1 議案第17号から追加日程第3 議案第19号まで

○議長（鈴木浩之君） 追加日程第1、議案第17号から追加日程第3、議案第19号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、追加で上程させていただきます議案3件、順次説明させていただきますと思います。

まず議案第17号は、北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

令和3年8月10日に出されました人事院勧告に伴い、町職員等の期末手当の支給割合の改定を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

一般職の支給月数を1.275か月から1.2か月、再任用職員0.725か月から0.675か月、議員及び常勤の特別職2.225か月から2.15か月、特定任期付職員1.675か月から1.625か月にそれぞれ減額するものであります。

なお、令和3年度の引下げに相当する額につきましては、令和4年6月分の期末手当から減額することで調整を行うことといたします。

続きまして、議案第18号であります。工事請負契約の締結についてであります。

契約の目的は、北方町立こども園新增改築工事であります。

工事内容は、園舎の新築約500平米、旧北舎の増築約90平米及び増改築工事及び外構工事、園庭の整備、駐車場整備等の工事であります。

契約の締結に当たりましては、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

契約の方法は、一般競争入札を採用いたしました。

その結果、契約の金額は3億4,870万円、契約の相手方につきましては、岐阜市加納黒木町2

丁目46番地、岐南興業株式会社、代表取締役 尾崎康博と契約を行おうとするものであります。
続きまして、議案第19号は、工事請負契約の変更についてであります。

令和3年3月18日に議決、同日契約の締結をいたしました広域交流拠点造成工事請負契約事項中、契約の金額「6億9,850万円」を「7億2,550万5,000円」に変更するものであります。

その理由につきましては、広域交流拠点において、事業予定者との協議により施設の配置計画が見直されたため、地下調整池や排水溝、乗り入れ箇所等の変更が生じたこと、ほかの工事で発生する建設発生土の搬出期間が延伸されたことにより、交通誘導員の追加変更が生じたこと、岐阜・関ヶ原線の管理者との協議により歩道の舗装を行う必要が生じたことなどによって金額の変更をいたしますので、お認めいただけますようお願いするものであります。

以上、慎重審議をいただき、適切な御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） ここで暫時休憩とします。

これより全員協議会を委員会室において開きますので、移動をお願いします。

休憩 午後2時14分

再開 午後3時15分

○議長（鈴木浩之君） それでは、会議を再開します。

議案第17号 北方町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 17号の職員の給与に関する条例に対して反対討論をさせていただきたいと思っております。

今、この人事院勧告の下に町長が提案されて、職員の給与は、議会も含めてでありますけれども、提案をされましたけれども、これは去年の人事院からの公務員のボーナスに代わる、人事院と政府、いずれか都道府県で対応が割れているというぐらいで、どこの市町村においても提案されてきて全部が全部可決をしておるわけではないんですけれども、こういった人事院勧告を受けて今までやってきたからという、先ほども答弁を聞いたような気がしますけれども、今、このコロナの時代に、どこもかも大変な時代に、去年の12月、政府のほうもコロナの関係があって世情がちよっと悪いということで見送りをしておる案件なんですけれども、そういった過程の中でまた今回これを提案されてきたんですが、今、昇給こそみんな喜ぶけど、減給を喜ぶ者は誰もおらんと思うねん。もっともっと給料、反対にこのぐらいは上乘せするぐらい、反対にしてもらってやな、職員の士気を上げてもらいたいわ。これは反対をしますので、議員諸君も協力してください。自分らのボーナスも減らされるんやで。皆悟ってよ。

○議長（鈴木浩之君） そのほか討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第18号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第19号 工事請負契約の変更についての質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） 議員皆さんには提案させていただきました全議案に対しまして、原案どおり御決定をいただきまして誠にありがとうございます。また、審議の過程で御指摘をいただきました御意見等につきましては、十分に意を配し、今後の運営に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほどは北方町議会としてウクライナ侵略に抗議する決議を議決されました。どのような理由があるにせよ、武力による一方的な侵攻は許されない暴挙であり、決して容認できるものではありません。私といたしましても、犠牲者への哀悼の意とともに、戦火の中で戦い、耐えているウクライナの国民に対し心から励ましの念を表するとともに、事態を深く憂慮し、一日も早い平和的解決を強く求めるものであります。

さて、コロナ感染であります。県はオミクロン株の猛威は緩やかではあるが減少していると、まん延防止等重点措置の解除を決定いたしました。しかしながら、新規陽性者数が、国ではまだ5万人前後で推移をしております。県においても、昨日は505人と多くの感染者が出ております。また、デルタ株の重症化とオミクロン株の感染率を併せ持つという合体株デルタクロンの行方も気になるところであります。まだまだ気が許せる状況にはありませんが、何をおいても一番の予防対策は、ワクチンのブースター接種であります。

しかしながら、高齢者のほとんどが接種を済ませる中、多くの健康な子供や若い人がワクチンを打たない選択をしているのが現実で、ワクチンによる終息の期待が薄れてきております。今後は感染リスクが下げられない中、社会活動の維持とのバランスを意識しながらイベントや行事などを進めていくこととなりますが、残念ながら今年も北方まつりが中止されることとなりました。北方まつりが弾みとなって、町民皆さんの気持ちが明るく、前向きになり、日々の活動が再び活発になることを期待しておりましたが、誠に残念に思っているところであります。

最後になりますが、議員皆様にはまだまだコロナ禍が続きます。制約を受けての活動が余儀なくされますが、健康に留意され、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩之君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和4年第2回北方町議会定例会を閉会します。長時間にわたり大変御苦労さまでした。

閉会 午後3時23分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年3月18日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 井 野 勝 己

署 名 議 員 石 井 伸 弘